

特定医薬品開発支援・
医療情報担当参事官室

1. 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策について

現状等・今後の取組等

- 令和4年9月に予防対応・初動対応・復旧対応からなる「医療機関のサイバーセキュリティ対策の更なる強化策」をとりまとめた。予防対応の主な項目としては、

- 1, 医療従事者等の情報セキュリティに関するリテラシーのより一層の向上を図るべく、医療従事者の階層（医療従事者・経営層・システムセキュリティ管理者）に応じた研修
- 2, 脆弱性が指摘されている機器・ソフトウェアの確実なアップデートを医療機関への立入検査の実施等による確認
- 3, 不正侵入検知・防止システム（IDS・IPS）等の検知機能の医療機関への設置・活用の推進

医療従事者へのサイバーセキュリティ対策に関する研修の開始に伴い、医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイト(MIST: Medical Information Security Irraining)を開設した。本ポータルサイトを通じ、各種研修の申し込みや、自組織内のサイバーセキュリティ教育に活用できるコンテンツ集の掲載など医療機関への継続的な教育支援を行っている。

次に初動対応の項目として、

- 1, サイバーセキュリティインシデントが発生した医療機関への初動対応支援
- 2, サイバーインシデント発生時に厚生労働省等行政機関等への報告の徹底を挙げた。

最後に復旧対応の項目として、

- 1, バックアップの具体的な作成が明記された「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいたバックアップの作成・管理の徹底
- 2, 「令和4年医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業一式」において、サイバーセキュリティインシデントが発生した際の対応手順の調査を行い、適切な対応フローの整理、また整理した対応フローをもとにサイバーセキュリティインシデントに備えたBCPの提案を行うことを挙げている。

- 10月31日に発生した大阪急性期・総合医療センター（以下 OGMC）のサイバー攻撃事案に対しては、強化策の一つである初動対応支援として速やかに専門家を派遣し、感染原因の特定や対応の指示等を行った。
- さらに、11月10日には、特に今回の OGMC の事案を踏まえ、全国の医療機関に対して、
 - 1、サプライチェーンリスク全体の確認
 - 2、リスク低減のための措置
 - 3、インシデントの早期検知
 - 4、インシデント発生時の適切な対処・回復
 - 5、金銭の支払いに対する対応に関して、サイバーセキュリティ対策が適切に講じられているかについて注意喚起を行った。
- また、昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であったため、平時の予防対応として、脆弱性が指摘されている機器の確実なアップデートの実施が必要との意見がワーキンググループであった。そのため、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査にかかる省令改正の施行を行い、病院、診療所又は助産所の管理者が遵守すべき事項として、サイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることを追加する。
- 最後に、G-MIS（G-MIS、医療機関等情報システムは新型コロナウイルス感染症対策として、全国の医療機関の医療提供体制関連情報を迅速に収集するために、令和2年5月に構築・運用されている）による医療機関に対するサイバーセキュリティ対策の実態調査を令和5年1月27日より開始している。

都道府県へのお願い

- 各都道府県におかれても、医療機関等でサイバー攻撃等のサイバーセキュリティインシデントが発生した際の厚生労働省への迅速な報告をお願いする。

- 令和4年9月に予防対応・初動対応・復旧対応からなる「医療機関のサイバーセキュリティ対策の更なる強化策」をとりまとめた。
- 10月31日に発生した大阪急性期・総合医療センター（以下OGMC）のサイバー攻撃事案に対しては、強化策の一つである初動対応支援として速やかに専門家を派遣し、感染原因の特定や対応の指示等を行った。
- さらに、11月10日には、特に今回のOGMCの事案を踏まえ、全国の医療機関に対して、サイバーセキュリティ対策が適切に講じられているかについて注意喚起を行った。
- また、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査にかかる省令改正を令和5年4月1日施行予定である。

（1）短期的な医療機関におけるサイバーセキュリティ対策

第12回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用WG（令和4年9月5日）資料2-2

【取組事項】

予 防 対 応

- ① 医療機関向けサイバーセキュリティ対策研修の充実
 - 「医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業一式」を8月19日より公示開始。本事業により、**医療従事者や経営層等へ階層別のサイバーセキュリティ対策に関する研修の実施**や、本事業において作成される**ポータルサイトを通じた研修資料の提供**により、医療従事者や経営層等のサイバーセキュリティ対策の意識の涵養を図る。
- ② 脆弱性が指摘されている機器・ソフトウェアの確実なアップデートの実施
 - 医療法第25条第1項の規定に基づく**立入検査の実施により確認**を行う。また、例年発出している「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」（医政局長通知）において、令和4年度は**サイバーセキュリティ対策の強化に関する事項について記載した。令和4年度中に医療機関等の管理者が遵守すべき事項に位置付けるための省令改正**を行う。
 - NISCより情報提供のあった脆弱性情報について、医療セクターを通じた情報提供を引き続き行う。
- ③ 医療分野におけるサイバーセキュリティに関する情報共有体制（ISAC）の構築
 - 他分野のISAC関係者の協力を得つつ、医療関係者数々のコアメンバーによる**検討グループを年内に立ち上げる。**
- ④ 検知機能の強化
 - **不正侵入検知・防止システム（IDS・IPS）の設置・活用を進める**よう、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**改定の検討**を行う。
- ⑤ G-MISを用いた医療機関への定期調査の実施
 - 医療機関に対する**サイバーセキュリティ対策の実態調査**を令和4年度中に実施する。
【質問項目（例示）】
 - ・ 医療法に基づく立入検査の留意事項を認識し、必要な措置を講じているか。
 - ・ （許可病床数が400床以上の保険医療機関に対して）診療録管理体制加算の見直しを受けて、専任の医療情報システム安全管理責任者を配置しているか。

初 動 対 応

- ① インシデント発生時の駆けつけ機能の確保
 - 200床以下の医療機関**サイバーセキュリティお助け隊の活用を促進するための周知・広報**を行う
 - 200床以上の医療機関に対し、「医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業一式」において、**サイバーセキュリティインシデントが発生した医療機関の初動対応支援**を行う。
- ② 行政機関等への報告の徹底
 - **医療情報セキュリティ研修およびG-MIS調査を通じ**、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づいた**厚生労働省への報告の徹底**や、個人情報保護法改正に伴う**個人情報保護委員会への報告義務化の周知**を図る。
 - 厚生労働省より、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づいて医療機関より報告のあったサイバーインシデント事案について、攻撃先が同定されない程度に報告内容を適時情報提供し、攻撃手法や脅威について分析を行い、全国の医療機関へ情報発信・注意喚起を行う。

復 旧 対 応

- ① バックアップの作成・管理の徹底
 - 医療情報セキュリティ研修およびG-MIS調査を通じ、**バックアップの具体的な作成が明記された医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（5.2版）の周知**を行う。
 - 令和3年6月28日発出「医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃について（注意喚起）」の記載事項に留意し、データ・システムのバックアップを行う。
 - 令和4年度診療報酬改定における診療録管理体制加算に係る報告書（7月報告）により、**バックアップ保管に係る体制等の確認**を行う。
- ② 緊急対応手順の作成と訓練の実施
 - 「医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業一式」において、**サイバーセキュリティインシデント発生した際の対応手順の調査**を行い、**適切な対応フローの整理**を行う。また、整理した対応フローをもとに**サイバーセキュリティインシデントに備えたBCPの提案**を行う。

事案概要

2022年10月31日(月) 早朝、地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター（以下、大阪急性期・総合医療センター）において、ランサムウェアを用いたサイバー攻撃によりファイルが暗号化され、電子カルテが使用不能となる事案が発生した。厚生労働省から派遣した初動対応支援チーム（一般社団法人ソフトウェア協会）の調査によると、感染経路は、院外の調理を委託していた給食事業者のシステムを経由したものである可能性が高いことが判った。

新規外来患者の受入は引き続き停止しているが、緊急度の高い処置、手術は大阪急性期・総合医療センターにおいて継続して対応している。緊急度の低い患者については、一度自宅退院、周辺病院への転院を進めたので、患者の生命等への影響はなかった。また、個人情報の漏洩も確認されていない。（12月12日時点）

（参考）地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター

病床数：865床（一般病床831床、精神病床34床）

病院機能：基幹災害拠点病院、高度救命救急センター、地域周産期母子医療センター、小児地域医療センター、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院 他

延べ入院患者数：22.3万人（646人/日）

延べ外来患者数：29.5万人（1,268人/日）

経過

10月31日(月)：インシデント発生。大阪急性期・総合医療センターからの初動対応支援の要請を受け、厚生労働省より初動対応支援チームを派遣同日夜、記者会見により当該事案を公表。

11月4日(金)：予定手術を一部再開。

11月7日(月)：発生後一週間経過。当該事案の現状と今後の復旧計画について記者会見を実施。感染経路は、給食事業者に設置されたVPN装置を経由した可能性が高いことを公表。

11月10日(木)：電子カルテの一部が仮設環境により参照可能となり、三次救急患者の受け入れと小児救急診療の一部を再開。

11月17日(木)：仮設環境による参照が救急外来において可能となり、一般救急患者の受け入れが再開。

12月12日(月)：電子カルテ再構築を完了させ本環境で順次稼働開始。各種オードも順次再開予定。

来年1月：システム全面復旧予定

厚生労働省の対応

1. 医療機関から要請を受けて、厚生労働省から専門家を派遣し、感染原因の特定や対応の指示等といった初動対応の支援を行った。
2. 11月10日に全国の医療機関に対して、サイバーセキュリティ対策の強化にかかる注意喚起を行った。

令和4年11月10日事務連絡

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）（抜粋）

1 サプライチェーンリスク全体の確認

関係事業者のセキュリティ管理体制を確認した上で、関係事業者とのネットワーク接続点（特にインターネットとの接続点）をすべて管理下におき、脆弱性対策を実施する。

2 リスク低減のための措置

- ・パスワードを複雑なものに変更し、使い回しをしない。不要なアカウントを削除しアクセス権限を確認する。多要素認証を利用し本人認証を強化する。
- ・IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握する。
- ・VPN 装置を含むインターネットとの接続を制御するゲートウェイ装置の脆弱性は、攻撃に悪用される可能性があるため、セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用する。
- ・悪用が既に報告されている脆弱性については、ログの確認やパスワードの変更など、開発元が推奨する対策が全て行われていることを確認する。
- ・VPN 機器に対する管理インターフェースのインターネット上の適切なアクセス制限を実施する。
- ・メールの添付ファイルを不用意に開かない、URL を不用意にクリックしないこと。不審メールは、連絡・相談を迅速に行い組織内に周知する。

3 インシデントの早期検知

- ・サーバ等における各種ログを確認する。（例：大量のログイン失敗の形跡の有無）
- ・通信の監視・分析やアクセスコントロールを再点検する。（例：不審なサイトへのアクセスの有無）

4 インシデント発生時の適切な対処・回復

- ・サイバー攻撃を受け、システムに重大な障害が発生したことを想定した事業継続計画が策定する。
- ・データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認する。
- ・インシデント発生時に備えて、インシデントを認知した際の対処手順を確認し、外部関係機関への連絡体制や組織内連絡体制等を準備する。
- ・インシデント発生時及びそのおそれがある場合には、速やかに厚生労働省等の関係機関に対し連絡する。

5 金銭の支払いに対する対応

サイバー攻撃をしてきた者の要求に応じて金銭を支払うことは、犯罪組織に対して支援を行うことと同義と認識しており、以下の観点により金銭の支払いは厳に慎むべきである。

- ・金銭を支払ったからと言って、不正に抜き取られたデータの公開や販売を止めることができたり、暗号化されたデータが必ず復元されたりする保証がないこと。
- ・一度、金銭を支払うと、再度、別の攻撃を受け、支払い要求を受ける可能性が増えること。

経緯・概要

- 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきたところ。昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であった。平時の予防対応として、脆弱性が指摘されている機器の確実なアップデートの実施が必要。（第12回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ（令和4年5月27日））
- 病院、診療所又は助産所の管理者が遵守すべき事項として、サイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることを追加する。（令和5年4月1日施行予定）

◎医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

第十四条（略）

- 2 病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講じなければならない。

※ 下線部を新設する。

（参照条文）

◎医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第十七条 第六条の十から第六条の十二まで及び第十三条から前条までに定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びじよく婦の入院又は入所につき遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

2. 次世代医療基盤法における医療情報の提供について

現状等

- 医療情報を医療分野の研究開発に適切に利活用することを目的として、平成 29 年 5 月に次世代医療基盤法が制定され、平成 30 年 5 月に施行された。

これに基づき、医療情報取扱事業者（医療機関、介護事業所、地方公共団体、医療保険者等）においては、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しないという統一的な条件で、国が認定した事業者（※ 1）に対する医療情報（※ 2）の提供が可能（※ 3）である。

※ 1 この事業者については、主務府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）において、令和元年 12 月に第 1 号、令和 2 年 6 月に第 2 号、令和 4 年 4 月に第 3 号となる認定を行ったところ。

※ 2 次世代医療基盤法第 2 条、次世代医療基盤法施行令第 1 条及び次世代医療基盤法施行規則第 2 条に定めるもので、例えば、以下の事例が該当する。

- 事例 1) 医療機関が保有するカルテ
- 事例 2) 薬局が保有する調剤レセプト
- 事例 3) 「学校における児童生徒等の健康診断」の結果
- 事例 4) 保険者の保有する特定健診結果
- 事例 5) 地方公共団体の有する小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書

※ 3 公立病院等が個人情報情報を第三者に提供する場合には、個人情報保護条例に基づく必要があるものの、認定事業者に対する医療情報の提供は、条例で個人情報の第三者提供を認める「法令に基づく場合」に該当するものと解釈することが可能。

都道府県へのお願い

- 地方公共団体の皆様には、次世代医療基盤法の意義をご理解の上、管内の医療機関等に対する周知について御協力をお願いしたい。また、医療機関の設置主体や健康診査等の実施主体として、認定事業者に対する医療情報の提供について、御協力をお願いしたい。

※ 法の趣旨・目的等について、地方公共団体の職員の理解を深めるための研修等を企画する場合には、必要に応じ国から講師派遣等を行うことも可能。

- なお、地方公共団体の皆様には、住民の皆様に対する周知にご活用いただけるよう、様々なコンテンツ（ポスター、リーフレット、動画等）を用意している。

- **健診結果やカルテ等の個々人の医療情報を匿名加工(※1)し、医療分野の研究開発での活用を促進**する法律
 - 医療情報の第三者提供に際して、あらかじめ同意を求める**個人情報保護法の特例法(※2)**
- ※1：匿名加工：個人情報を個人が特定できないよう、また個人情報を復元できないように加工すること
 ※2：次世代医療基盤法についても、個々人に対する事前通知が必要（本人等の求めに応じて提供停止可能）

社会への還元

研究成果の社会還元

- ✓ 新薬の開発
- ✓ 未知の副作用の発見
- ✓ 健康づくりに効果的な政策の立案など

大学、製薬企業の研究者など



研究現場での活用

病院、診療所、市町村など



次世代医療基盤法による医療情報の活用の仕組み

医療情報

認定事業者

※厳格な審査項目に基づき国が認定



- ✓ 守秘義務（罰則あり）の適用
- ✓ 厳格なセキュリティ下での管理など

厳格な管理と 確実な匿名化

次世代医療基盤法における厳格なセキュリティ対策及び適正な利活用の仕組み

医療情報の安全かつ適正な利活用のため、次世代医療基盤法では、厳格なセキュリティ対策及び適切な審査体制を認定事業者に求めている。

主なセキュリティ対策基準

- ① 組織的・人的なリスク要因の徹底排除
 - ・教育・運用・管理体制の整備
 - ・警備員・監視カメラ・入退室管理
- ② 基幹システムはオープンネットワークから分離
 - ・基幹業務系と情報系システムの分離
 - ・基幹業務系はインターネット等オープン環境から分離
- ③ 多層防御・安全策の導入（想定外の手口にも対応）
 - ・アクセスログ／データ操作ログをリアルタイムで監視（予定されない通信、アクセスは直ちに遮断する等）
 - ・ソフトウェアの不断のアップデート（脆弱性対応等）
 - ・データの暗号化（万が一、悪意ある者がデータ断片を入手しても解読困難）
 - ・第三者認証を含む継続的なセキュリティ水準の確保や緊急時の対応、監督官庁への連絡体制の確保

利活用者への匿名加工医療情報の提供にあたっては、認定事業者に設置した審査委員会において以下の観点から審査を実施。

- ① 利用の目的が基本方針に照らして適切かつ日本の医療分野の研究開発に資するものであるか。
- ② 利用の内容が科学的に妥当であるか。
- ③ 研究開発の結果が一般市民に提供される場合にあっては、その公表等の方法が一定の地域又は団体に属する者等の特定の個人又はその子孫以外の者にも不利益を生じないように配慮されたものであるか。
- ④ 研究開発に係る金銭その他の利益の収受及びその管理の方法が妥当であるか。
- ⑤ 提供の内容及び方法が法、規則等に照らして妥当であるか。

主な罰則

- 認定事業者等がデータベース化された医療情報等の不正提供をした場合、国家公務員の秘密保持義務違反に対する罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）よりも重い罰則（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）を定めている。

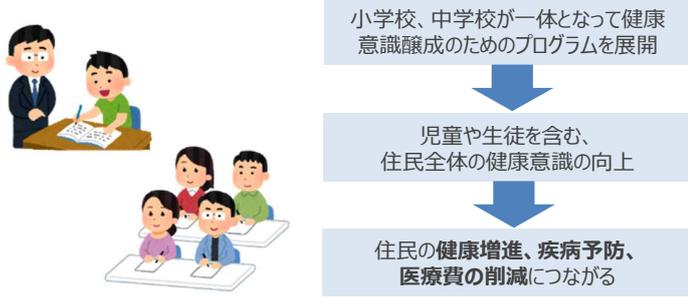
	データベース化された医療情報等の不正提供等	不正な利益目的による医療情報等の提供等	不当な目的による医療情報等の利用等	是正命令違反
認定事業者	2年以下	1年以下	1年以下	1年以下
認定受託事業者	100万円以下	100万円以下	50万円以下	100万円以下
(参考) 個人情報保護法の個人情報取扱事業者	1年以下 50万円以下			1年以下 100万円以下

次世代医療基盤法によって実現できること（例）

地方公共団体が保有する医療情報を研究・分析のために活用し、「地方公共団体の施策立案への寄与」や「住民に対するより高度な健康増進サービスの提供」等を通じて、限られた医療資源の効率的な活用や住民の健康増進・疾病予防等を実現する。

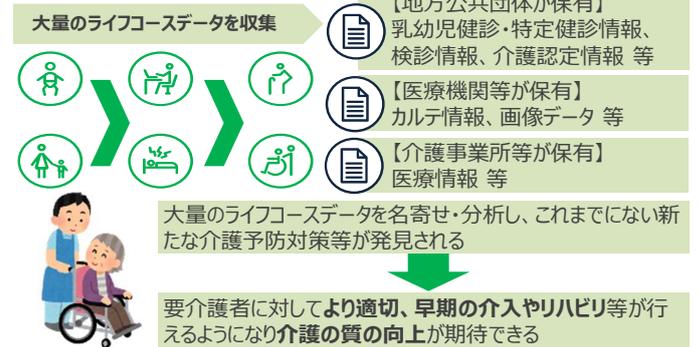
例1) 健康意識の醸成に向けた客観的データの提供

- 生活習慣病の予防のためのデータを整理し、住民向けの教育プログラムに活用



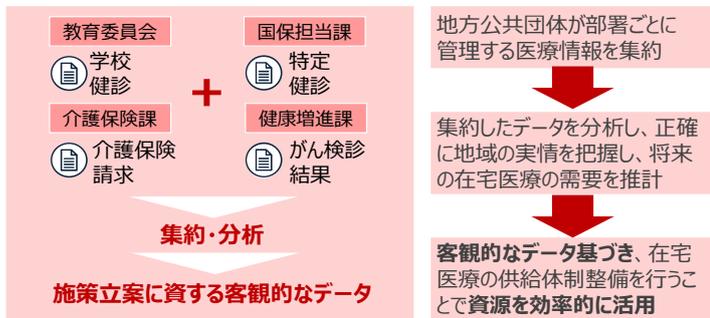
例2) 客観的データに基づく介護の実施

- 地方公共団体や介護事業所等が保有するデータを名寄せ・分析し、客観的データに基づく介護の実施が可能



例3) 客観的なデータに基づく医療需要の推計と施策立案への活用

- 地方公共団体が部署ごとに保有するデータを集約・分析することで、より地域の実態に即した施策立案に資する



例4) PHRを活用したサービスの高度化

- 匿名加工医療情報を活用し、住民へ提供するPHR ※1 サービスを強化



(※1)PHR(Personal Health Record)：患者が自分の医療情報等を収集し一元的に保存、閲覧できるようにするサービス

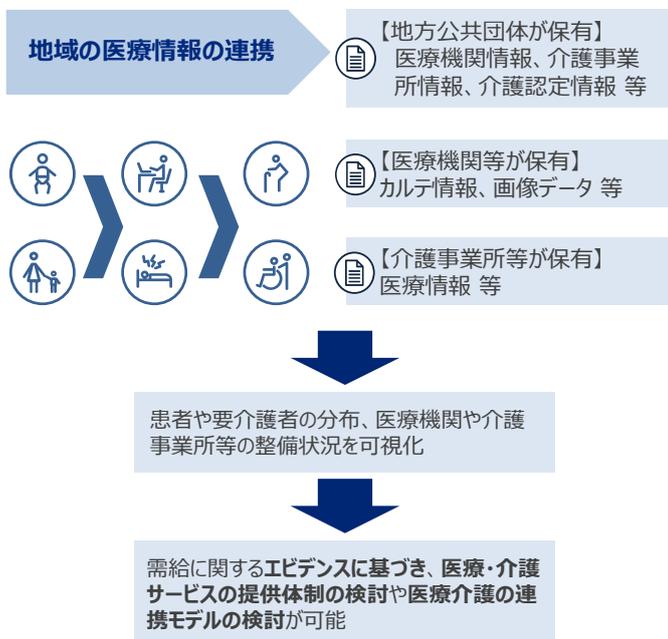
次世代医療基盤法によって実現できること（例）

地方公共団体が保有する医療情報を研究・分析のために活用し、「地方公共団体の施策立案への寄与」や「住民に対するより高度な健康増進サービスの提供」等を通じて、限られた医療資源の効率的な活用や住民の健康増進・疾病予防等を実現する。

地域特性に合わせた施策立案への活用

例5) 地方公共団体と外部機関等の情報連携の促進

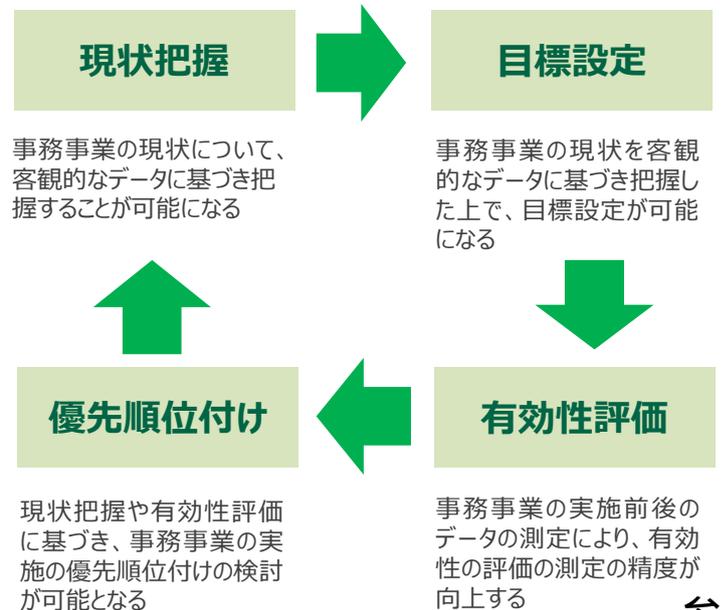
- 地方公共団体が保有するデータと外部機関等が保有するデータを名寄せ・分析・可視化することで、エビデンスに基づいた施策の立案が可能



事務事業評価への活用

例6) 客観的なかつ大量なデータに基づく事務事業評価の実施

- 地域の大量の医療データに基づき、事務事業評価の精度の向上が可能



令和2年8月、医療機関等に向けて認定事業者に対する医療情報の提供に関する協力を要請する主務府省連名の文書を内閣府ホームページに掲載。

内閣府
内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室 等 > 医療情報取扱事業者
医療情報取扱事業者 (医療機関、介護事業所、地方公共団体等) の方
医療情報取扱事業者 (医療機関、介護事業所、地方公共団体等) の方へ
自らの医療情報の提供という一人ひとりの参加は、匿名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の成果が現場に還元されることを通じ、国民・患者に提供される医療の進歩というみんなの恩恵に結び付きます。
このような「次世代医療基盤法」(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号))の意義・趣旨をご理解の上、認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について、ご協力をお願いします。
認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供に関するご協力をお願い (PDF形式: 404KB)

医療情報取扱事業者
(医療機関、介護事業所、地方公共団体等) の方へ
次世代医療基盤法
令和2年7月
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省医政局総務課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課
認定匿名加工医療情報作成事業者に対する
医療情報の提供に関するご協力をお願い
○ 自らの医療情報の提供という一人ひとりの参加は、匿名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の成果が現場に還元されることを通じ、国民・患者に提供される医療の進歩というみんなの恩恵に結び付きます。
○ このような「次世代医療基盤法」(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号))の意義・趣旨をご理解の上、認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について、ご協力をお願いします。

各地方公共団体あての通知

○ 厚生労働省、文部科学省から地方自治体に対し、母子保健事業や学校健診の実施に伴う医療情報を次世代医療基盤法に基づいて提供することについて協力を要請している。

- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行について (通知)
(平成30年5月31日付府医第36号、30文科振第111号、医政発0531第25号、20180508商第1号
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室長、文部科学省研究振興局長、厚生労働省医政局長、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官通知)
● 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律と個人情報の保護に関する条例との関係について (周知) (通知)
(平成31年2月1日付府医第3号、30振ラ第14号、医政総発0201第1号、20190129商第3号
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室参事官、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長、厚生労働省医政局総務課長、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長通知)
● 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う学校における取扱いについて (通知)
(令和元年5月23日付元初健食第3号
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知)
● 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律等の施行に伴う市町村における取扱いについて (協力要請) (通知)
(令和元年10月10日付府医第71号、元振ラ第13号、医政総発1010第2号、20191004商局第1号
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室参事官、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長、厚生労働省医政局総務課長、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長通知)
(令和元年10月21日付け子母発1021第1号 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)

Table with 4 columns: 府医第36号, 府医第3号, 元初健食第3号, 子母発1021第1号. Each column contains detailed text regarding the implementation of laws and regulations for medical information processing in various contexts.

健康増進法に基づく指針においても、医療保険者や健康増進事業等が次世代医療基盤法に基づく情報提供への協力を検討することが求められている。

第4 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

6 健康増進事業実施者は、次世代医療基盤法に基づく次世代医療基盤法第九条第一項に定める認定匿名加工医療情報作成事業者に対する健診結果等情報の提供について、任意ではあるが、自らの医療情報の提供が、匿名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の促進を通じ、国民に提供される医療の進歩に資することを踏まえ、協力を検討すること。

【参考】健康増進法（平成14年法律第103号）一抄一（定義）

第6条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会
- 3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
- 6 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
- 7 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定により健康増進事業を行う者
- 8 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 9 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定により健康増進事業を行う事業者
- 10 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
- 11 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により健康増進事業を行う市町村
- 12 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
- 13 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

地方公共団体向け周知啓発

通知のひな形

明日の健康・医療を
みなさんの健康記録でつくります
(医療情報提供のお知らせ)

●わたしたちの時代では、市民のみなさんの健康づくりや病気の早期発見に
関する研究などに役立て、みなさんがより健やかな毎日をおくれるようにする
ため、健康診断結果などの医療情報を匿名加工した事業者へ提供いたします。

●この認定事業者は、ご本人が指定されないようお名前や住所といった情報
を削除するなど、医療情報の加工を行い、匿名加工を提供いたします。
提供を望まない方は、お申し出下さい。【お問い合わせ】
（提供を希望してみなさんの生活への影響はありません）

匿名加工された医療情報は、匿名加工事業者から、認定事業者へ提供されます。
認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

広報用ポスター

私たち一人ひとりの医療のための法律
「次世代医療基盤法」

私たちの
理解と協力が
医療の進歩につながります

匿名加工された医療情報は、匿名加工事業者から、認定事業者へ提供されます。
認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

広報用リーフレット

「次世代医療基盤法」のこと

匿名加工された医療情報は、匿名加工事業者から、認定事業者へ提供されます。
認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

制度の解説（アニメーション動画）

「次世代医療基盤法」は何？

匿名加工された医療情報は、匿名加工事業者から、認定事業者へ提供されます。
認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

認定事業者は、匿名加工された医療情報を用いて、研究開発や医療の進歩に
貢献するなどの目的で、匿名加工された医療情報を活用いたします。

通知等実務の解説（実写動画）

次世代医療基盤法に基づく
通知等手続きのポイント

地方公共団体・学校の設置者篇